

# 本宮市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について【概要版】

令和8年3月

## 計画の位置付け

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条の規定に基づく市町村行動計画
- 行政に加え、医療機関、企業、学校、住民など社会の構成員が連携・協力し、平時からの準備と新型インフルエンザ等発生時に感染拡大防止に取り組むための対策実施に関する計画

## 【対策の目的】（現計画から変更なし）

1. 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する
2. 市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小限となるように取り組む

## 改定の趣旨

- ・現在の市行動計画は、平成26年に策定
- ・政府行動計画が、約10年ぶりに抜本的改定（令和6年7月）
- ・福島県行動計画についても、抜本的改定（令和7年3月）



新たな市行動計画に基づき、新型コロナウイルスや新型インフルエンザ、それら以外も含めた幅広い感染症危機に対応できるよう、取り組んでいく。

## 改定のポイント

項目	現計画	改定後
策定/改定	平成26年策定	令和8年改定
対象疾患	新型インフルエンザがメイン	新型コロナウイルス、新型インフルエンザ、それら以外の呼吸器感染症も念頭に対応
発生段階 ↓ 対策段階	<b>【発生段階】</b> ①未発生期           ④県内発生早期 ②海外発生期       ⑤県内感染期 ③県内発生早期     ⑥小康期	<b>【対策段階】</b> ①準備期           ②初動期           ③対応期 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">病原性やワクチン等の状況、感染症の変化等に応じて柔軟かつ機動的な対策に切り替える</div>

## （対策項目の比較）

現計画	改定後
1. 実施体制	➡ 1. 実施体制
2. 情報提供・共有	➡ 2. 情報提供・共有、 <b>リスクコミュニケーション</b>
3. まん延防止	➡ 3. まん延防止
4. 予防接種	➡ 4. <b>ワクチン</b>
5. 医療	➡ 5. <b>保健</b>
6. 市民生活及び市民経済の安定の確保	➡ 6. <b>物資</b> 7. 市民生活及び <b>地域</b> 経済の安定の確保

## 各対策項目の主な取り組み

### 第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組 (P20～P48)

#### ①実施体制

- 平時から国、県及び関係機関等の多様な主体が相互に連携を図りながら、実効的な対策を講ずる体制を確保する。

P20～P23

#### ②情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- 感染症危機においては、情報の錯綜、偽・誤情報の流布の恐れがあることから、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方の共有等を通じて、市民が適切に判断・行動できるようにする。

P24～P27

#### ③まん延防止

- 適切な医療の提供とあわせて、まん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収める。

P28～P29

#### ④ワクチン

- 医療関係団体等と連携し、接種の具体的な実施方法の検討等の準備を平時から進め、有事には事前の計画を踏まえつつ、速やかに接種体制を構築し、ワクチンの接種を行う。

P30～P40

#### ⑤保 健

- 市民の生命及び健康を保護することを目的に、県と連携し、応援要請に協力する。

P41～P42

#### ⑥物 資

- 感染症対策物資等の備蓄の推進や円滑な供給に向けた対策等を講じる。

P43～P44

#### ⑦市民生活及び地域経済の安定の確保

- 事業者や市民等に発生時に備えて必要な準備を行うよう働き掛ける。地域経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行う。

P45～P48